

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 10 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること ・保険税の賦課・徴収に関すること ・被保険者への給付に関すること ・不当利得(返還金)に関すること ・レセプトの点検に関すること <p>番号法の別表を基に当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム(THINK) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険税賦課ファイル (2) 国民健康保険資格ファイル (3) 国民健康保険給付ファイル (4) 国民健康保険収納ファイル (5) 国保情報集約システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--|--|
| ①実施の有無 | <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認に関する事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 住民福祉部 保健衛生課 |
| ②所属長の役職名 | 保健衛生課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報については、連携データで自動的に登録・更新等の処理が行われている。一部人手を介在させる作業についても、複数人で確認するなどのダブルチェックを行っている。また、特定個人情報を含む申請書類等は鍵付きのキャビネットに保管している。 | |

| | |
|---|--|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input checked="" type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input checked="" type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | <p style="color: red;">当該業務において取り扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、ログインID及びパスワードによる認証、システムによっては生体認証によって限定されており、人事異動等により権限がなくなった者は使用できないよう変更している。また、国民健康保険に関する業務固有のシステム(国保情報集約システム・国保総合システム)については、上記対策のほか、使用権限の無い者が使用する業務端末にセットアップされていない。このようなことから不正使用される対策は十分であると考えている。</p> |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年4月17日 | I 5②所屬長 | 保健衛生課長 伊波 興勇 | 保健衛生課長 金城 睦彦 | 事後 | |
| 平成29年4月17日 | II 1 | 平成27年12月10日 時点 | 平成29年3月31日 時点 | 事後 | |
| 平成29年4月17日 | II 2 | 平成27年12月10日 時点 | 平成29年3月31日 時点 | 事後 | |
| 平成29年7月18日 | II 1 | 平成29年3月31日 時点 | 平成29年7月18日 時点 | 事後 | |
| 平成29年7月18日 | II 2 | 平成29年3月31日 時点 | 平成29年7月18日 時点 | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | I 1. ③システムの名称 | 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー | 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム及び国保情報集約システム | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | I 2. 特定個人ファイル名 | (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納ファイル | (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納ファイル (5)宛名管理情報ファイル | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | I 4. ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、39、43、44、46、49、53条 ※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。 ※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20、25、26条 ※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、119の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、12の3、19、20、22の2、24の2、25、25の2、26、31の2、33、43、44、46、53、59の3条 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。 ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20、25、26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | I 5. ②所屬長 | 保健衛生課長 金城 睦彦 | 保健衛生課長 | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | II 1. 対象人数 | 1万人以上10万人未満 | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | II 1. いつ時点の計数か | 平成29年7月18日 | 平成30年8月21日 | 事後 | |
| 平成30年10月1日 | II 2. いつ時点の計数か | 平成29年7月18日 | 平成30年8月21日 | 事後 | |
| 令和1年6月17日 | I 1. ③システムの名称 | 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム及び国保情報集約システム | 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム | 事後 | |
| 令和1年6月17日 | I 2. 特定個人ファイル名 | (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納ファイル (5)宛名管理情報ファイル | (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納ファイル | 事後 | |
| 令和1年6月17日 | II 1. 対象人数 | 平成30年8月21日 | 平成31年4月26日 | 事後 | |
| 令和1年6月17日 | II 2. 取扱者数 | 平成30年8月21日 | 平成31年4月26日 | 事後 | |
| 令和1年6月17日 | IVリスク対策 | | 様式変更に伴い、「IVリスク対策」について記載 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|---|---|------|----------------------|
| 令和2年4月13日 | I 1. ②事務の概要 | <p>当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること ・保険税の賦課・徴収に関すること ・被保険者への給付に関わること ・不当利得（返還金）に関わること ・レセプトの点検に関わること <p>番号法の別表第二に基づいて、当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> | <p>(追加) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に関する情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に関する情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> <オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、</p> | 事前 | オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定 |
| 令和2年4月13日 | I 1. ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定 |
| 令和2年4月13日 | I 3. 法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定 |
| 令和2年4月13日 | I 4. ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二省令における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、119の項 （別表第二省令における情報提供の根拠） 第1、2、3、4、5、8、12の3、19、20、22の2、24の2、25、25の2、26、31の2、33、43、44、46、53、59の3条 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。 ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 （別表第二省令における情報照会の根拠） 27、42、43、44、45の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） 第20、25、26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二省令における情報提供の根拠） 1、2、3、4、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項 （別表第二省令における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 （別表第二省令における情報照会の根拠） 27、42、43、44、45の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） 第20条、第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定 |
| 令和2年4月13日 | II 1. 対象人数 | 平成31年4月26日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月13日 | II 2. 取扱者数 | 平成31年4月26日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|--|--|------|--|
| 令和2年12月1日 | I 4. ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第26条 | (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 | 事後 | |
| 令和2年12月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和2年9月4日時点 | 事後 | |
| 令和2年12月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和2年9月4日時点 | 事後 | |
| 令和4年1月26日 | I 4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること ・保険税の賦課・徴収に関すること ・被保険者への給付に関わること ・不当利得(返還金)に関わること ・レセプトの点検に関わること 番号法の別表第二に基づいて、当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | 当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること ・保険税の賦課・徴収に関すること ・被保険者への給付に関わること ・不当利得(返還金)に関わること ・レセプトの点検に関わること 番号利用法の別表第二に基づいて、当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | 事後 | 法令略称の変更 |
| 令和5年9月15日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 ・番号利用法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(番号利用法別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・番号利用法別表第一省令第16条 ・番号利用法別表第一省令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第一主務省令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | ・法令略称の見直し ・番号利用法第9条第2項の追加 ・オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務を追加 |
| 令和5年9月15日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、121の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(番号利用法別表第二主務省令) (番号利用法別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 (番号利用法別表第二主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (番号利用法別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、121 (番号利用法別表第二主務省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の | 事後 | ・法改正による項ずれの修正及び法令略称の変更 ・公金受取口座登録制度が開始されることで、同講座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、(別表第二における情報照会の根拠)の箇所に「121」を追記 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和5年9月15日 | I 7. 請求先 | 沖縄県中頭郡北谷町桑江226番地 | 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | I 8. 連絡先 | 沖縄県中頭郡北谷町桑江226番地 | 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | II 1. いつ時点の計数か | 令和2年9月4日時点 | 令和5年8月24日時点 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | II 2. 取扱者数 | 令和2年9月4日時点 | 令和5年9月15日時点 | 事後 | |
| 令和8年2月20日 | I 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 番号利用法の別表第二に基づいて、 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> | 当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 番号法の別表を基に <オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> | 事後 | 文言の修正 |
| 令和8年2月20日 | I 2. 特定個人情報ファイル名 | | (5) 国保情報集システムファイル | 事後 | |
| 令和8年2月20日 | I 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等 | 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム(THINK) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事後 | 運用システムの追加 |
| 令和8年2月20日 | I 3. 個人番号の利用法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 ・番号利用法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(番号利用法別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・番号利用法別表第一省令第16条 ・番号利用法別表第一省令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第一主務省令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | 法律改正による |
| 令和8年2月20日 | I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(番号利用法別表第二主務省令) (番号利用法別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 (番号利用法別表第二主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (番号利用法別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、121 (番号利用法別表第二主務省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認に関する事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | 法律改正による |
| 令和8年2月20日 | I 9. 規則第9条第2項の適用 | | 追加項目 | 事後 | 評価書の様式変更 |
| 令和8年2月20日 | II 1. いつ時点の計数か | 令和5年8月24日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年2月20日 | II 2. 取扱者数 | 令和5年9月15日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年2月20日 | IV 8. 人手を介在させる作業<選択肢> | | 追加項目 | 事後 | 評価書の様式変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|--------|--|------|-----------|
| 令和8年2月20日 | IV8. 人手を介在させる作業人 判断の根拠追 | 追加項目 | 特定個人情報については、連携データで自動的に登録・更新等の処理が行われている。一部人手を介在させる作業についても、複数人で確認などのダブルチェックを行っている。また、特定個人情報を含む申請書類等は鍵付きのキャビネットに保管している。 | 事後 | 評価書の様式変更 |
| 令和8年2月20日 | IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策<選択肢> | 追加項目 | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | 事後 | 評価書の様式変更 |
| 令和8年2月20日 | IV11. 当該対策は十分か【再掲】<選択肢> | 追加項目 | 十分である | 事後 | 評価書の様式変更 |
| 令和8年2月20日 | IV11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠 | 追加項目 | 当該業務において取り扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、ログインID及びパスワードによる認証、システムによっては生体認証によって限定されており、人事異動等により権限がなくなった者は使用できないよう変更している。また、国民健康保険に関する業務固有のシステム(国保情報集約システム・国保総合システム)については、上記対策のほか、使用権限の無い者が使用する業務端末にセットアップされていない。このようなことから不正使用される対策は十分であると考えている。 | 事後 | 評価書の様式変更 |